

八潮市工業振興基金による支援制度について

この制度は、市内工業の振興を図ることを目的として、平成20年4月に設置した「八潮市工業振興基金」を活用して、以下の事業等に対し、支援を行うものです。

◆対象事業等

(1) 工業振興事業所の顕彰制度

国・県等が行う表彰を受賞し、市内工業の発展及びPRに寄与した市内の中小企業に対し、顕彰を行う制度です。

(2) 産学官共同研究事業（助成事業）

市内の中小企業が必要とする技術課題を大学又は公設試験研究機関と共同研究する事業に対し、その経費の一部を助成します。

(3) 国際規格等認証取得事業（助成事業）

市内の中小企業がISO9001・14001及びエコアクション21の認証を新規に取得する際に、その経費の一部を助成します。

(4) 工業新製品開発事業（助成事業）

市内の中小企業が一定の工業新製品開発を行った場合、その経費の一部を助成します。

(5) 経営革新計画承認企業等が行う機械装置等の購入・修繕事業（助成事業）

経営革新計画承認等を受けた市内の中小企業が機械装置・工具器具の購入・修繕を行った場合、その経費の一部を助成します。

◆支援の内容等

対象事業等	支援の内容等
顕彰制度	顕彰企業については、表彰状、盾等を贈呈し、あわせて当該企業のPR等を行います。
産学官共同研究事業	研究事業に要した経費のうち、1/2に相当する額（100円未満切り捨て）で、最高30万円を限度に助成します。
国際規格等認証取得事業	
ISO9001及び14001の認証取得	認証取得に要した経費のうち、1/2に相当する額（100円未満切り捨て）で、最高30万円を限度に助成します。
エコアクション21の認証取得	認証取得に要した経費のうち、1/2に相当する額（100円未満切り捨て）で、最高10万円を限度に助成します。
工業新製品開発事業	一定の工業新製品の開発に要した経費のうち、1/2に相当する額（100円未満切り捨て）で最高30万円を限度に助成します。
経営革新計画承認企業等が行う機械装置等の購入・修繕事業	機械装置・工具器具の購入・修繕に要した経費のうち、1/2に相当する金額（100円未満切り捨て）で、最高10万円を限度に助成します。

◆助成事業の申し込み資格 (次の要件、全てに該当すること。)

- (1) 市内において、引き続き1年以上住所(事業所)を有する方
- (2) 納期の到来している市税を完納している方
(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)
- (3) 他の制度による助成を受けていない方
- (4) 過去に、本制度による同一事業の助成を受けていない方

◆助成事業の受付期間 ⇒ 令和6年5月10日から6月28日まで(原則、当該年度の2月末日までに研究事業・工業新製品開発事業が完了、認証を取得する、機械装置の購入、修繕、工具器具を購入する見込みがある場合に限り、申請を受け付けます)

※期間内に市の予算枠を超えた場合は、その時点で申し込みを終了します。

◆助成事業の手続きの方法

申請用紙の配布

市役所商工観光課で配布します。

助成金の申請

下記の書類をそろえて市役所商工観光課へ提出してください。

(*は指定用紙、各1部提出)

- *①八潮市工業振興基金による支援事業助成金交付申請書
- ②法人の場合は決算書の写しと履歴事項証明書の写し、
個人の場合は確定申告書の写し
- *③事業計画書
- ④見積書の写し
- ⑤カタログの写し(機械装置購入、工具器具購入の場合)
- ⑥事業にかかる収支予算書
- *⑦市税完納証明書

書類審査

助成金交付決定

市から交付決定通知書を送付します。

事業実施・完了

助成事業完了後30日以内(又は当該年度の3月31日のいずれか早い日)に、下記の書類をそろえて市役所商工観光課へ提出してください。(*は指定用紙、各1部提出)

- *①実績報告書
- *②事業実績書
- ③収支決算書
- *④助成金請求書

⑤支払いを証する書類の写し(原本提示) 領収書・支払証明等
※利用明細票は不可

助成金額の確定

助成金の確定通知書を送付します。

助成金の交付

指定口座に振り込みます。

◆申し込み・手続きの方法の問い合わせ先

八潮市 商工観光課 TEL 048-996-2111 (内線479)